

令和4年6月 令和4年度第3回始良市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月30日(木) 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員 農業委員(18人) 農地利用最適化推進委員(11人)

【農業委員】

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番:小長野 誠 | 2番:坂元 廣幸 | 3番:本村 正一 | 4番:福森 徳昭 |
| 5番:牧野田 隆平 | 6番:杉尾 敏憲 | 7番:市菌 由美子 | 8番:白尾 親昭 |
| 9番:今村 逸子 | 10番:野元 幸雄 | 11番:堂前 澄男 | 12番:西 泰行 |
| 13番:川島 兼次 | 14番:内飩 達也 | 15番:平 富士夫 | 16番:岩元 律子 |
| 17番:松元 信道 | 18番:夏田 恒 | 19番:米迫 慎二 | |
- 欠席委員 4番:福森委員

【農地利用最適化推進委員】

- | | | | |
|----------|------------|-----------|-----------|
| 1番:内村 幸雄 | 2番:宇都 和義 | 3番:扇菌 弘行 | 4番:柚木 利雄 |
| 5番:大重 孝司 | 6番:上福元 克己 | 7番:松永 政文 | 8番:松元 健一 |
| 9番:池端 隆志 | 10番:新屋敷 幸一 | 11番:中村 政芳 | 12番:柳迫 勝美 |
- 欠席委員 2番:宇都委員

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第7号 農地利用目的変更願について
10. 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)に係る意見について
11. 議案第9号 農地あっせん申出(売買 希望)について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
14. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 ・ 事務局長補佐兼農地係長 ・ 農地係主査 ・ 農地係主事 ・
振興係長 ・ 振興係主任主査 ・ 農政課課長補佐兼加治木農林水産係長 ・
農政課課長補佐兼始良農林水産係長

| | |
|----------------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>令和4年6月 令和4年度第3回始良市農業委員会総会</p> <p>姿勢を正してください。一同礼。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまから、令和4年度 第3回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、19名中、18名 で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。</p> <p>本日は、4番、福森委員が欠席であります。</p> <p>——— 会務報告 ———</p> |
| <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p> <p>[事務局 説明]</p> <p>——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———</p> |
| <p>議長</p> | <p>議事日程に 入ります。</p> <p>日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>『異議なし』</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、3番 農業委員、5番 農業委員に、お願いいたします。</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p style="text-align: center;">—— 日程第2 会議書記の指名 ——</p> <p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、事務協調補佐兼農地係長と、振興係長を、指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できませんが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—— 日程第3 議案第1号（22件） ——</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。</p> <p>1番から22番までについて、事務局からの説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、6月30日、契約の始期は、7月1日を、それぞれ予定しております。契約件数につきましては、1年間で1件、3年間で7件、5年間で11件、6年間で1件、10年間で2件、合計で、件数は22件、面積は44,647㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページから5ページに記載しておりますので、ご確認ください。なお、総会資料5ページに記載しております、21番、22番が、議席番号、18番、農業委員が関連する議案となっておりますので、農業委員会法第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決には参与することができませんので、よろしく願いします。以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>それでは、これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から20番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>なお、21番と22番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>1番から20番までについて、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | 「質疑・意見なし」 |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から20番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | 〔賛成多数〕 |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から20番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、21番と22番の関係者、18番、農業委員の退席をお願いします。</p> |
| 委 員 | （18番農業委員 退席） |
| 議 長 | <p>それでは、21番と22番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | 「質疑・意見なし」 |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、21番と22番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、21番と22番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>18番、農業委員の、着席をお願いします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>委 員</p> <p>(18番農業委員 着席)</p> <p>———— 日程第4 議案第2号(2件) ————</p> |
| <p>議 長</p> | <p>次に、日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、議題に供します。</p> <p>1番と2番について、事務局からの説明を求めます。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページです。件数につきましても、2件です。それでは、1番につきましても、説明いたします。譲受人は、始良市永瀬在住の〇〇です。申請地の所在は〇〇、登記地目は田、面積は〇〇㎡です。対価につきましても、総額〇〇円、10アール当たりの単価は〇〇円ということでした。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、あっせん経過報告を、お願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>はい、10番、推進委員です。農地あっせんの報告をいたします。〇〇につきましても、6月7日、午前10時より、蒲生総合支所2階3号会議室において、譲渡希望者〇〇、代理人〇〇、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員、私と〇〇委員、〇〇委員、職員立ち合いのもと、10アールあたり〇〇円、総額〇〇円で、成立しました。今後につきましても、嘱託登記により、所有権移転登記を行う予定です。</p> |

| | |
|--------|--|
| 17分19秒 | あります。以上で報告を終わります。 |
| 議長 | 次に、2番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 2番につきまして、説明いたします。譲受人は、始良市永瀬在住の〇〇です。申請地の所在は〇〇、登記地目は田、面積は〇〇㎡です。対価につきましては、総額〇〇円、10アール当たりの単価は〇〇円ということでした。 |
| 議長 | ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、あっせん経過報告を、お願いします。 |
| 委員 | はい、10番、推進委員です。農地あっせんの報告をいたします。〇〇につきまして、6月7日、午前10時より、蒲生総合支所2階3号会議室において、譲渡希望者〇〇、代理人〇〇、譲受希望者〇〇、あっせん担当委員、私と〇〇委員、〇〇委員、職員立ち合いのもと、10アールあたり〇〇円、総額〇〇円、成立しました。今後につきましては、嘱託登記により、所有権移転登記を行う予定であります。以上で報告を終わります。 |
| 議長 | これより、議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。 |
| 委員 | 〔質疑・意見なし〕 |
| 議長 | それではお諮りいたします。 議案第2号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 |
| 委員 | 〔賛成多数〕 |
| 議長 | 賛成多数により、議案第2号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり決定いたしました。 |

—— 日程第5 議案第3号(5件) ——

議長

次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。

1番から5番までについて、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第3号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は7ページです。今回の申請件数につきましては、5件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、まず、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、住吉の田が1筆、面積は、588㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。

令和4年6月15日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。ほ場整備をおこなった地域であり、〇〇さんは、現在、1丁歩以上の田んぼを耕作しています。住所は加治木ですが、農機具は中津野に置いています。農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、加治木町反土の田が1筆、面積は、347㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、12番、農業委員です。調査報告いたします。 この案件は、2番、推進委員の案件であります。代理で報告いたします。労働力は、本人および奥さんの2人です。農機具のトラクターはリース、軽トラックも所有しています。申請地は耕作放棄地の状態ですが、建設会社に依頼し、整備するとの話でした。そのことを含め、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、北山の畑が5筆、面積は、5,497㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。 譲受人の〇〇さんは、始良市認定農家の〇〇にあたります。労働力も専門の従事者がおります。機械についても、乾燥機3台、トラクター1台、田植え機2台、コンバイン1台、ハーベスター、草払い機と、全て揃っております。申請地については、前の耕作者の方は、ほとんど果樹を植えており、その果樹の草払いなどもきちんとすることでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、増田の田が1筆、面積は、1,428㎡、</p> |

| | |
|------------------------|---|
| 議 長 | <p>贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員12番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 2 6 分 3 7 委 員 | <p>はい、12番、推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>令和4年6月21日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。おじさんからの贈与で、高齢になったことでの、との事でした。本人は、これからも農業でがんばっていきたいとの事でした。農機具は、田植え機からコンバインまでそろっております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、5番について、事務局の説明を求めまます。</p> <p>事務局</p> <p>5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、申請地は、蒲生町下久の田が2筆、面積は、2,526㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>令和4年6月22日、譲受人と自宅で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、蒲生高校から南へ〇〇mの田2筆で、親子間の生前譲与による所有権移転であります。〇〇さんは団体職員の兼業農家で、水稻25アール、野菜を6アール耕作されております。労働力は、奥さんと2人です。農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック、耕運機とそろっております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>処分決定についての、1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>委員 [質疑・意見なし]</p> <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>——— 日程第6 議案第4号(3件) ———</p> <p>次に、日程第6、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についてを、議題に供します。</p> <p>1番から3番までについて、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可について、説明いたします。総会資料は9ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。それでは、1番につきまして、説明させていただきます。</p> <p>申請人の変更前は〇〇、変更後は〇〇であります。土地の所在は東餅田の2筆であります。当初、令和4年3月4日資材置き場駐車場で5条許可を得ております。今回申請地の1筆を分筆を行いまして、総面積が〇〇㎡ということで、宅地造成の事業計画変更となっております。このあとの、議案第8号の案件と関連があります。以上で説明を終わります。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての8番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>33-49</p> | <p>委員 はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、5条申請地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>2番につきまして、説明させていただきます。</p> <p>申請人の変更前は〇〇、変更後は〇〇であります。土地の所在は東餅田の2筆であります。1番と同じように、当初、令和4年3月4日資材置き場駐車場で5条許可を得ております。今回申請地の1筆を分筆を行いまして、〇〇㎡のうち〇〇㎡を、申請人の自宅から申請人の通路として、使用するとのことと、事業計画変更となっております。このあとの、議案第6号の9番の案件と関連があります。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての9番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が5条申請地、西が宅地、南が5条申請地、北が宅地です。申</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>3番につきまして、説明させていただきます。</p> <p>申請人は〇〇、土地の所在は加治木町木田の3筆であります。こちらは、令和4年5月8日に5条許可を得ております。今回申請地の隣接地を畑として借りて耕作するとの事で、計画図面に変更が生じたことで、事業計画変更の申請となっております。こちらの借りる畑につきましては、1号議案の13番で、提出されております。このあと、農地利用の変更のほうでも、田んぼから畑の、利用目的変更の申請のほうがなされております。それに伴いまして、工事の計画図面が、当初、田んぼへの用水を引き込むようになっておりましたが、畑で使用することによって、用水路の引き込みを行わない変更となっております。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が畑、資材置場、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性としましては、隣接地の田を畑として利用するため、用水パイプが不要となり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>と許可についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | [質疑・意見なし] |
| 議長 | <p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番までについて、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | [賛成多数] |
| 議長 | <p>賛成多数により、議案第4号、農地転用事業計画変更申請の意見決定と許可についての、1番から3番までについては、原案のとおり意見決定と許可が決定いたしました。</p> |
| 39-36 | <p>——— 日程第7 議案第5号(3件) ———</p> |
| 議長 | <p>次に、日程第7、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。</p> <p>1番から3番までについて、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、10ページでございます。今月の申請件数につきましては、3件となっております。1番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所在地は、北山の田1筆、面積は、1,100㎡、農地区分は、第2種農地、転用目的は、山林です。こちらのほうが、鳥獣被害もあり、山林として管理していきたいとのことです。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>委員 はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に約700mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が山林、南が4条申請地、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| | <p>事務局 2番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所在地は、北山の田1筆、面積は、1,818㎡、農地区分は、第2種農地、転用目的は、山林です。こちらのほうが、鳥獣被害もあり、山林として管理していきたいとのことです。申請人が宮崎の住所となっておりますが、申請人は息子さんで、お母様のほうが管理をしていくとのことです。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの説明に関連して、14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| | <p>委員 はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に約700mの位置です。被害防除現況としましては、東が農道、西が山林、南が農道、北が4条申請地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>事務局 3番につきまして、ご説明いたします。申請人は、〇〇、所在地は、脇元の畑3筆、面積は、861㎡、農地区分は、第3種農地、転用目的は、駐車場及び庭です。こちらは、隣接の〇〇局から依頼があり、駐車場にしたいとのこと。参考資料の24ページのほうに顛末書のほうが添付されております。申請人の父が、平成20年頃に、すでに駐車場の造成し、〇〇局のほうに貸し出しをおこなっていたとのこと、顛末書を提出し追認で許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| | <p>委員 はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地です。顛末書が添付されております。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>これより、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> |
| | <p>委員 [質疑・意見なし]</p> |
| <p>議長</p> | <p>それではお諮りいたします。 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>[賛成多数]</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>——— 日程第8 議案第6号(24件) ———</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程第8、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。</p> <p>1番から24番までについて、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、11ページから17ページでございます。今月の申請件数につきましては、24件であります。</p> <p>1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は393㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約450mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の1筆、面積は347㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約250mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の1筆、面積は751㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、車置場です。車置場を建設し、その運営を行うことで、自社の安定を図るものであります。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>は、〇〇から、北東に、約140mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は287㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。1区画の宅地造成の計画との事です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約50mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が田と畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の2筆、面積は503㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、駐車場です。来院用駐車場として利用したいとの事で</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>す。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約340mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が転用許可地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の1筆、面積は440㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成です。4区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約170mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | 次に、7番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は294㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |
| 委 員 | はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約70mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | 次に、8番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の2筆、面積は996㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であります。転用目的は、宅地造成です。6区画の宅地造成を行いたい自との事です。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | 本件につきましては、議案第4号の1番で、推進委員11番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 |
| 議 長 | 次に、9番について、事務局の説明を求めます。 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>事務局 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、東餅田の1筆、面積は3.73㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であります。転用目的は、通路です。実家との通路を確保する為です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>本件につきましても、議案第4号の2番で、推進委員11番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| | <p>事務局 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町久末の1筆、面積は234㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。転用目的は、資材置場です。自己会社の資材置場にしたいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>はい、5番、推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約580mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林、南が農道、北が里道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>事務局</p> <p>11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の2筆、面積は122㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、資材置場です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| | <p>委員</p> <p>はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路と雑種地、西が水路と市道、南が水路と市道、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| | <p>事務局</p> <p>12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の2筆、面積は22.29㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、通路であり、現在通路として使われております。始末書が参考資料の64ページに添付されております。今回追認で許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約170mの位置です。被害防除現況としまし</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>ては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、下名の1筆、面積は139㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建設する為との事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| | <p>委員</p> |
| | <p>はい、11番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が里道、南が市道、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| | <p>議 長</p> |
| | <p>次に、14番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| | <p>事務局</p> |
| | <p>14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の1筆、面積は1,186㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、宅地造成です。4区画の宅地</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>造成を行うとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>次に、15番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>15番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の1筆、面積は627㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。転用目的は、運動場です。施設の園庭に利用するとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約480mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路、西が宅地と山林、南が山林、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としまして</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | は、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 事務局 | 次に、16番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 16番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の1筆、面積は99㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、宅地造成です。1区画の宅地造成を行うとの事です。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |
| 委 員 | はい、2番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が国道、南が宅地、北が国道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 |
| 議 長 | 次に、17番について、事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 17番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の1筆、面積は215㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地でありませんが、第1種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建設したいとの事です。以上で説明を終わります。 |
| 議 長 | ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>委員</p> <p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。</p> <p>申請地の位置は、〇〇から、南東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が原野、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、18番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| | <p>事務局</p> <p>18番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の2筆、面積は465㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、一般住宅と通路です。自己の住宅と通路で利用したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| | <p>委員</p> <p>はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が雑種地、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、19番について、事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>事務局</p> <p>19番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の1筆、面積は510㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。転用目的は、建売住宅です。4棟建設したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| | <p>委員</p> <p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑と宅地、西が一体利用地、南が宅地、北が一体利用地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、20番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| | <p>事務局</p> <p>20番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の2筆、面積は839㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。転用目的は、建売住宅です。4棟建設したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地ではありますが、第1種農地の不許可の例</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>外でもあります、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約400mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑と宅地、西が市道、南が宅地と一体利用地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>次に、21番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>21番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は1,715㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、宅地造成です。6区画の造成をしたい、との事です。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>ただいまの説明に関連して、3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、西に、約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が田、南が田と水路、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>次に、22番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>22番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、船津の2筆、面積は881㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は、第2種農地でありま</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>すが、その他の農地に該当する為、問題ありません。転用目的は、資材置場です。隣接の造成地の造成を行う際、隣接地を一時的な資材置場にするとので、令和4年12月31日までの、一時転用であります。始末書につきまして、105ページに添付されております。内容としましては、令和3年12月からすでに資材置場として使用しておりましたことによるところです。令和4年12月31日までに農地に戻すことの条件を付しての許可を考えております。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約410mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑と原野、西が市道、南が資材置場、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、転用済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、23番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>23番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の2筆、面積は400㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、一般住宅です。自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>は、〇〇から、東に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が原野、南が原野、北が市道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、24番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>24番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の1筆、面積は569㎡となっております。使用貸借権で、農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。転用目的は、一般住宅です。自己の居宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が公園です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>これより、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から24番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、8番、推進委員です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>議案第6号、6番、参考資料45ページですが、申請地が四方宅地に囲まれています、入り口はどこになるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>はい、計画では、田んぼの東側〇〇番地、〇〇番地の宅地も、一緒に購入し、一体利用の計画であります。参考資料47ページに記載しておりますが、東側から道路を入れて、宅地造成をする計画です。以上です。</p> |
| 委員 | <p>地目は、田んぼとのことですが、いままで用水関係はどうなっていたのですか。</p> |
| 事務局 | <p>これまでの用水については確認とれていませんが、現状が畑と いうか、家の庭のようなところで、耕地課のほうも長年耕作されて いないのかな、との事でした。以上です。</p> |
| 委員 | <p>はい、17番、農業委員です。 500㎡を超えたら、一般住宅としては、おかしいですよと、根本 的なところがあります。13番と24番にあったのですが、宅 地と一体的利用との事ですが、本来、農業者が自分の家をつくる 時、倉庫や格納施設がいるとかで、超えてもいいのでしょうか、 一般住宅はそんなにいらないでしょう、との事で、それ以下とい うのが理由ですが、農家住宅と一般住宅の差については、農家を 優遇するという事が、根本にあります。事務局では、このような ことを無視して、超える理由としているので、なんでもかんで も、理由書をつけなければいいんだ、とせず、注意してほしい。一般 住宅も色々理由をつけてきますが、事務局でも注意していただき たいところです。以上です。</p> |
| 事務局 | <p>ただいま、委員のご指摘にあったように、鹿児島県では、一般 住宅の基準は500㎡、農家住宅の基準は1000㎡、が目安に 設けられています。超過する場合は、理由書を添付してもらい、 判断してください。となっております。基準を超えるとき理由 書の提出と基準を設けている理由としましては、乱開発を防ぐと のことで、一般住宅なのに1,000㎡を超えると、農地がどんど んなくなってしまうとのことで、目安が設けられています。理由</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>をだしていただく時は、今後もしっかりと指導させていただくところ です。今回につきましては、面積の超過が、60数㎡と20 数㎡とのことで、大幅に超えていないとのことで、やむえないと 事務局では判断したところです。引き続き、指導をしていきたい と思っております。以上です。</p> <p>他にございませんか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定に ついての、1番から24番までについて、原案のとおり許可する ことに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数により、議案第6号、農地法第5条の規定による許可 申請の処分決定についての、1番から24番までについては、原 案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、17番、19番、20番につきましては、県農業会議ネ ットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたしま す。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>———— 日程第9 議案第7号(1件) ————</p> <p>次に、日程第9、議案第7号、農地の利用目的変更願につい て、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは議案第7号、農地の利用目的変更願について、ご説明 いたします。総会資料は、18ページでございます。今月の申請 件数につきましては、1件となっております。1番につきまし て、ご説明いたします。</p> <p>申請人は〇〇。土地の所有者〇〇お亡くなりになり、相続人代 表者は〇〇です。土地の所在は、加治木町木田の1筆、174㎡ です。議案第4号の3番で、事業計画変更があった箇所です。田 から畑への変更となっております。また、議案第1号の13番 で、利用権設定のほうも同時に提出されております。菜園として 利用したいとの事です。以上で、説明を終わります。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ただいまの説明に関連して、推進委員4番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい、4番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が転用許可地、西が資材置場、南が転用許可地、北が水路です。申請実現の確実性としましては、申請地の周囲が盛土されており、併せて盛土ができるため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、1番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>「質疑・意見なし」</p> |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。 議案第7号 農地の利用目的変更願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>〔賛成多数〕</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第7号、農地の利用目的変更願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。</p> <p>——— 日程第10 議案第8号(1件) ———</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程第10、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更(全体見直し)について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。</p> |

事務局

それでは議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（全体見直し）について、ご説明いたします。資料は、別冊の議案第8号でございます。始良市の農政課のほうで、5年に1回、始良市農業振興地域整備計画の見直しをおこなっており、区域の編入、決定、除外をおこなっております。農政課で作成し、農業委員会からの意見を求められているため、今回、提案し、ご審議いただくところです。まず、編入除外の候補地につきましては、合計面積が、38,605㎡、筆数は31筆となっております。明細につきましては、3ページから4ページに記載しておりますのでお目通しください。除外候補地につきましては、合計面積が、361,298.8㎡で、筆数は478筆、明細は、5ページから19ページに記載されております。編入候補地につきましては、担当委員の皆様、お忙しいなかでのご協力ありがとうございました。現地調査をまとめたものが、2ページのほうになり、農業委員会として農政課に回答する意見のほうとさせていただきます。2ページ上段、編入候補地に追加する意見として、加治木町小山田〇〇の畑を、編入候補の隣接地とのことで、こちらのほうも編入してもよいのでは、との意見でありました。2ページ下段、編入候補地からの除外の意見としまして、蒲生町漆〇〇の田で、現在は耕作の問題はないが、高齢の女性の方が耕作しており、後継者のめどがたっておらず、日照条件なども悪いとのととで、今回は、除外したほうがよいのでは、との意見をいただいております。こちらの内容を、農業委員会から農政課へ回答させていただきます。以外の土地については、問題なしとの結果でした。除外候補地については、過去に、非農地、荒廃農地の判定、道路拡張により残地が、区域内に残っているケースがほとんどであり、農業委員会が毎年おこなっております利用状況調査や非農地確定調査で、現地確認をおこなっており、また、農政課のほうでも、今回、見直しによる現地確認をおこなっているとのことです。農政課のほうでは、農業委員会や土地改良区などからも意見を聞き、最終決定は、農政課で行うとのことです。決定は、令和5年を予定しているとのことです。ご審議よろしく申し上げます。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>それでは、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>「質疑・意見なし」</p> |
| 議 長 | <p>それでは、お諮りいたします。 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更（全体見直し）について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>〔賛成多数〕</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数により、議案第8号、農業振興地域整備計画の変更（全体見直し）については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。</p> <p>—— 日程第11 議案第9号(1件) ——</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程第11、議案第9号、農地あっせん申出（売渡 希望）について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第9号、農地あっせん申出について、説明いたします。総会資料は、19ページです。今月の申請につきましては売り渡し1件、となっております。参考資料につきましては、119ページからありますので、審議の参考としてください。それでは、1番を説明いたします。内容につきましては、売り渡しです。土地の所在が住吉〇〇、地目は田、面積が2,105㎡、申出人は、〇〇、希望譲渡価格は、10アールあたり〇〇円です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>「質疑・意見なし」</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第9号 農地あっせん申出（売渡 希望）について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成多数〕</p> |
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>賛成多数により、議案第9号、農地あっせん申出（売渡 希望）については、原案のとおり受理することに、決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認されました議案第9号、農地あっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について、協議していただきます。</p> <p>地区委員の方々から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦、他薦のいずれでもよろしいです。</p> <p>はい、ここは住吉地区でありますので、住吉地区に詳しい方がよいのではと思います。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第9号、農地あっせん申出（売渡 希望）の1番については、10番 推進委員、12番 推進委員、19番 農業委員と書いてあります。お願いします。</p> <p>—— 日程第12 ——</p> |
| <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>次に、日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p> <p>農地あっせんの経過報告をいたします。1ページの6番について、6月7日にあっせん会をいたしました。売り手側の方が、年内には結論を出すとのことで、保留中であります。2ページの18番については、6月7日のあっせん会で価格が成立し、今月の議案第2号で決定しましたので、完了とします。それと3ページの24番の貸し付けの希望ですが、今月の議案第1号3番で、</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>利用権を設定されましたので、完了とします。4ページの41番、売り渡しですが、議案第1号15番で、利用権が設定されました。これは売り渡し希望なので、継続とします。5ページの47番、〇〇さんが再度農業委員会にいらっしゃって、希望譲渡価格も10アールあたり、〇〇円と価格も下げましたので、よろしくお願ひしますとの事でした。55番の貸し付けですが、既に耕作者をあっせんしておりますが、小面積のため利用権は設定しませんとの事で、完了とします。以上で事務局の説明とします。</p> |
| 議 長 | <p>委員のみなさまから、何か報告等ございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>はい、借り受けのほうは、利用権を設定しました。ただ、買い受けのほうは、もう考えていないとの事でした。事務局のほうで連絡を取っていただき、どうなさるのか、はっきり聞いていただきたいと、お願ひします。</p> |
| | <p>事務局</p> |
| 事務局 | <p>はい、事務局のほうで確認いたします。</p> |
| 議 長 | <p>他に、ありませんか。それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p> |
| | <p>——— 日程第13 ———</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程第13、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の報告を求めます。</p> |
| | <p>事務局</p> |
| 事務局 | <p>それでは、農用地利用集積計画の合意解約報告をいたします。6月は10件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約をのちほど、ご確認ください。以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>[委員からの発言 有無]</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。</p> <p>—— 日程第14 ——</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程第14、その他ですが、何かございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>農業者年金、農業新聞購読加入推進グループからの報告。</p> |
| 事務局 | <p>農地転用許可事務の適正化及び簡素化に関する通知について 農林業労働者災害共済運営審査委員会委員の推薦について 農業振興地域整備促進協議会委員について 令和4年度農地パトロールの実施について 1日農業バイト「デイワーク」活用セミナーについて</p> |
| 議 長 | <p>他には、ありませんか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和4年度、第3回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> |
| 事務局 | <p>姿勢を正してください。一同礼。</p> |
| | |

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____